

## 高齢者等住宅改修費助成金交付制度

高齢者や障がい者の方々が安全で快適な在宅生活を送れるよう、段差の解消や手すりの設置等の住宅改修を行う場合、工事費用の一部を次のように支援します。

**¥** 50万円を限度に、改修工事費用の2分の1を助成します。

受付窓口 地域福祉センター高齢者支援係 (☎52-3333)

## 老人居室整備資金貸付制度

高齢者とその家族の好ましい関係を維持するため、高齢者専用居室の増改築を行う場合、必要な資金を次のとおり貸し付けします。

**¥** 200万円を限度に、無利子で貸し付けします。  
※貸付金の据置期間は1年、償還期限は据置期間経過後9年以内とします。

受付窓口 地域福祉センター高齢者支援係 (☎52-3333)

## 障がい者居室整備資金貸付制度

障がい者専用居室の増改築を行う場合、必要な資金を次のとおり貸し付けします。

**¥** 200万円を限度に、無利子で貸し付けします。  
※貸付金の据置期間は1年、償還期限は据置期間経過後9年以内とします。

受付窓口 地域福祉センター高齢者支援係 (☎52-3333)

# 設備設置

## 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

地球環境の保全を図るため、住宅に太陽光発電システムを設置する場合、工事費用の一部を次のように支援します。

**¥** 28万円を限度に、太陽電池の最大出力1キロワットあたり7万円を補助します。

受付窓口 町民生活課住民生活係 (☎52-3315)

## 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

公衆衛生の向上のため、下水道等処理区域外の住宅に合併処理浄化槽を設置する場合、工事費用の一部を次のように支援します。

**¥** 区分ごとに定める額（5人槽＝94万円、7人槽＝115万円、10人槽＝150万円）を限度に、工事費用の70%を補助します。

受付窓口 町民生活課住民生活係 (☎52-3315)

**注意** 各種制度の概要を示したものです。詳細は、それぞれの受付窓口へお問い合わせください。